

別記様式（第2条関係）

会議結果報告書

令和3年 6月15日

会議の名称	庁議
開催日時	令和3年6月15日（火）9時28分～10時30分
開催場所	庁議室
出席者職氏名	市長 香川武文 副市長 櫻井正彦 教育長 柚木 博 総合行政部長 尾崎誠一 総務部長 川幡浩之 市民生活部長 村山 修 福祉部長 村上孝浩 子ども・健康部長 大熊克之 都市整備部長 中森福夫 市長公室長 松永 仁 上下水道部長 渋谷 聡 会計管理者 豊島俊二 議会事務局長 大河内充 教育政策部長 北村竜一 <p style="text-align: right;">（計14人）</p>
欠席者職氏名	
説明員職氏名	【付議】 1 市長公室長 松永 仁 2、3 総合行政部長 尾崎誠一 4～6 総務部長 川幡浩之 7～10 子ども・健康部 大熊克之 11 都市整備部長 中森福夫 12 教育政策部 北村竜一 【報告】 1、2 総合行政部長 尾崎誠一 3 総務部長 川幡浩之 4～6 上下水道部長 渋谷 聡

議 題	<p>【付議】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度埼玉県予算等に対する要望について (市民公室) 2 志木市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について (総合行政部) 3 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について (総合行政部) 4 志木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について (総務部) 5 志木市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて (総務部) 6 志木市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて (総務部) 7 志木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について (子ども・健康部) 8 志木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について (子ども・健康部) 9 調停を成立させることについて (子ども・健康部) 10 志木市国民健康保険条例の一部を改正する条例について (子ども・健康部) 11 志木市いろは親水公園等整備・管理運営事業の実施について (都市整備部) 12 宗岡小学校体育館大規模改修工事請負契約の締結について (教育政策部) <p>【報告】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年志木市議会6月定例会提出議案等について (総合行政部) 2 志木市職員昇任選考の改正について (総合行政部) 3 令和3年度志木市一般会計補正予算について
-----	---

	<p>(総務部)</p> <p>4 令和2年度志木市下水道事業会計予算繰越計算書について(上下水道部)</p> <p>5 令和2年度志木市水道事業利益剰余金の処分及び決算の認定について(上下水道部)</p> <p>6 令和2年度志木市下水道事業利益剰余金の処分及び決算の認定について(上下水道部)</p>
結 果	<p>【付議】</p> <p>1 了承 6 了承 11 了承</p> <p>2 了承 7 了承 12 了承</p> <p>3 了承 8 了承</p> <p>4 了承 9 了承</p> <p>5 了承 10 了承</p> <p>【報告】</p> <p>1 了解 6 了解</p> <p>2 了解</p> <p>3 了解</p> <p>4 了解</p> <p>5 了解</p>
事務局職員職氏名	秘書政策課長 外立健一
その他必要事項	特になし
会議内容の記録(経過、結果等)	

開会

総合行政部長が開会を告げる。

【付議】

1 令和4年度埼玉県予算等に対する要望について（市長公室）

○概要説明：市長公室長

埼玉県市長会、埼玉県議会自由民主党議員団より、令和4年度埼玉県予算等に対する要望について1市3件以内で提出依頼があったため、本市として提出する要望の決定をするものである。全庁に照会したところ3件の要望事項があったことから、優先順位を付するものである。

○要望内容の説明

① 水谷調節地の早期完成について

説明：都市整備部長

近年、台風や集中豪雨による大洪水が全国各地で多発している中で、地域住民の生命、財産を保全し、安全で安心な生活環境を実現するためには、水害を未然に防止することこそが治水の要諦である。

最近では、平成28年8月の台風第9号や令和元年10月の台風第19号における記録的な豪雨により、新河岸川や柳瀬川が増水し、住宅地の内水が排出しきれずに大規模な浸水被害が生じたところである。

こうした中、県で柳瀬川の高橋橋梁付近の堤防をかさ上げする特殊堤防の整備を実施していただいたが、今後記録的な豪雨により、いつ堤防を越水し、大規模な浸水被害が発生するのではないかと未だに住民は不安に悩まされているところである。

現在、県で進めている水谷調節池の整備により、洪水時における河川流量の抑制に期待しているところであり、地域住民の生命、財産を保全し、安全で安心な生活環境の実現のため、早期完成・整備促進が図られるよう要望するものである。

② 県道さいたま東村山線交差点整備事業の早期完成について

説明：都市整備部長

志木市中宗岡地内、県道さいたま東村山線の宗岡公民館前交差点については、右折レーンがなく、また、変則の十字路であることから三現示の信号処理となっている。

このため、県道、市道ともに信号での待ち時間が長く、また、県道については右折車両等による交通渋滞も発生している状況である。

現在、県でさいたま東村山線交差点改良事業を進めておりますが、朝夕の志木市内の交通渋滞の緩和と歩行者等の安全確保のため、早期に完成が図られるよう要望するものである。

③ 県施行街路事業（都市計画道路中央通停車場線）の促進について

説明：都市整備部長

道路は、市民が安心して生活するために必要不可欠な最も根幹をなす社会資本である。特に歩行者や自転車利用者が安全に安心して通行できるエリアの確保は極めて重要な問題と認識しているところである。

現在、志木市の都市計画道路である中央通停車場線（全長1,330m）は、県施行街路事業として整備を進めているところある。駅前からユリノ木通りまでの第1工区330mはすでに平成19年度に完成し、第2工区390mについても平成28年度末に、完成したところである。

残りの第3工区310mについては、平成29年度より事業に着手しているところであるが、今後においても、早期完成に向けた事業の推進と道路財源確保について要望するものである。

○質疑応答等

特になし

2 志木市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

（総合行政部）

○概要説明：総合行政部長

国の各種手続き等の押印廃止の動向をふまえ、固定資産課税台帳に登録された価格に係る不服の審査手続き等の見直しをしたいので、志木市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を6月定例会に提出するものである。

（1）改正の内容

- ① 審査の申出者が提出する「審査申出書」
- ② 口頭審理において申出者が提出する「口述書」
- ③ 委員会が作成する「調書」（口頭審理調書、実地調査調書、議事録

（2）施行期日

公布の日

○質疑応答等

特になし

3 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について（総合行政部）

○概要説明：総合行政部長

国の各種手続等の押印廃止の動向を踏まえ、職員のサービスに関する宣誓の方法の見直しをしたいので、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を6月議会に提出するものである。

○質疑応答等

特になし

4 志木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（総務部）

○概要説明：総務部長

デジタル社会形成整備法の施行に伴い、個人番号カードの発行に係る手数料の徴収事務については地方公共団体情報システム機構から市区町村に委託することができる規定が盛り込まれたことにより、発行主体が同機構と明確化されたことから、個人番号カードの再交付手数料を削除したいので、手数料条例の一部を改正する条例を6月議会に提出するものである。

施行日：令和3年9月1日

○質疑応答等

特になし

5 志木市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて（総務部）

○概要説明：総務部長

地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、志木市税条例等の一部を緊急に改正する必要性が生じたため、令和3年3月31日に志木市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会にその承認を求めるものである。

《改正内容》

- (1) 給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認を廃止するもの
- (2) 土地に対して課する固定資産税の負担調整措置について、現行の仕組みを継続し、令和3年度に限り、負担調整措置により税額が増加する土地については、前年度の課税標準額と同額とするもの

- (3) 地価が下落し、かつ、土地の修正前の価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが、固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合において、土地の価格を修正する現行の特例措置を継続するもの
 - (4) 自家用軽自動車税環境性能割の税率を1パーセント分軽減する特例措置を9月延長するもの
 - (5) 軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）について、自家用乗用車以外の種別において重点化及び基準の切り替えを行ったうえで2年間延長するもの
 - (6) 個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除について、一定の要件を満たしていれば、その適用期限を令和17年度分の個人の市民税まで延長するもの
- 質疑応答等
特になし

6 志木市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて（総務部）

○概要説明：総務部長

地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、志木市都市計画税条例の一部を緊急に改正する必要性が生じたため、令和3年3月31日に志木市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会にその承認を求めるものである。

《改正内容》

土地に対して課する都市計画税の負担調整措置について、現行の仕組みを継続し、令和3年度に限り、負担調整措置により税額が増加する土地については、前年度の課税標準額と同額とするもの

- 質疑応答等
特になし

7 志木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について（子ども・健康部）

○概要説明：子ども・健康部長

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の改正に伴い、保育所等の連携に関する基準を

改正したいので、志木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を6月議会に提出するものである。

《改正内容》

- (1) 第2条における基準の名称変更
- (2) 事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもに関する規定の見直し
- (3) 保育所等の利用調整に関する規定の見直し

○質疑応答等

庁議メンバー：あらためて確認するが、市内に該当する施設はなしでよいか。
子ども・健康部長：該当する施設はありません。

8 志木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について（子ども・健康部）

○概要説明：子ども・健康部長

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の改正に伴い、規定の整備をしたいので、志木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を6月議会に提出するものである。

《改正内容》

- (1) 事業所内保育事業の利用乳幼児に関する規定の見直し
- (2) 保育所等の利用調整に関する規定の見直し

○質疑応答等

特になし

9 調停を成立させることについて（子ども・健康部）

○概要説明：子ども・健康部長

賃貸借確認調停事件に係る調停を成立させたいので、地方自治法第96条第1項第12号により、この案を6月議会に提出するものである。

《内容》

- (1) 事件番号及び事件名：さいたま簡易裁判所
令和元年（ユ）第36号賃貸借確認調停事件
- (2) 当事者：申立人 NCMA株式会社
(志木保育ママ・ステーション運営事業者)

相手方 志木市

(3) 調停の内容

- ① 賃貸借契約を令和3年3月31日付けをもって合意解除したことを確認する。
- ② 明け渡しを令和3年4月30日まで猶予したことを確認する。
- ③ 令和3年4月30日限り明け渡しを受けたことを確認する。
- ④ 相手方は、原状回復義務を免除する。
- ⑤ 申立人は、残置した動産の所有権を放棄し、相手方が自由に処分し、処分したことに異議を述べない。
- ⑥ 申立人は、その余の請求を放棄する。
- ⑦ 本調停条項に定めるもののほか、何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。
- ⑧ 調停費用は、各自の負担とする。

○質疑応答等

特になし

10 志木市国民健康保険条例の一部を改正する条例について（子ども・健康部）

○概要説明：子ども・健康部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、規定の整備をしたいので、志木市国民健康保険条例の一部を改正する条例を6月議会に提出するものである。

《改正内容》

新型コロナウイルス感染症の定義を位置付けるための所要の規定の整備

○質疑応答等

特になし

11 志木市いろは親水公園等整備・管理運営事業の実施について（都市整備部）

○概要説明：都市整備部長

志木市いろは親水公園等整備・管理運営事業について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき実施するとともに、管理について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を6月議会に提出するものである。

《内容》

(1) 志木市いろは親水公園等整備・管理運営事業

- ① 場所 いろは親水公園等の指定場所
- ② 事業期間 基本協定締結日から令和23年8月31日まで
- ③ 負担金 金314,600,000円

(2) 指定管理者の指定

- ①施設名称 いろは親水公園及び村山快哉堂
- ②指定期間 いろは親水公園等の管理及び運営に関する条例施行の日から
令和23年8月31日まで

(3) 事業主体及び指定管理者

東京都港区元赤坂1丁目5番8号
SHIKISAI パートナーズ
代表構成団体
かたばみ興業株式会社
代表取締役 高野 博信

○質疑応答等

特になし

12 宗岡小学校体育館大規模改修工事請負契約の締結について(教育政策部長)

○概要説明：教育政策部長

宗岡小学校体育館大規模改修工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を6月議会に提出するものである。

《内容》

- (1) 工事名 宗岡小学校体育館大規模改修工事
- (2) 工事場所 志木市中宗岡3丁目1番1号
- (3) 履行期限 令和4年2月25日
- (4) 請負金額 金194,480,000円
- (5) 入札日 令和3年5月27日

○質疑応答等

特になし

【報告】

1 令和3年志木市議会6月定例会提出議案等について（総合行政部）

○概要説明：総合行政部長

6月定例会に提出する議案は18件である。

議案	18件
専決処分承認	5件
人事	1件
補正予算	1件
条例	6件
その他	3件
決算	2件
報告	5件

○質疑応答等

特になし

2 志木市職員昇任選考の改正について（総合行政部）

○概要説明：総合行政部長

現在、実施している昇任選考は7通りあり、朝霞地区4市の中で比較しても多い状況となっている。

今後、10年間で75人の管理職が定年を迎える予定であり、次世代を担う職員の人材育成が喫緊の課題であることから、次のとおり改正するものである。

《改正点》

- ・第2類の試験は廃止する。（主任・主査・主幹）
- ・主任級の試験は筆記・論文・面接・勤務評定とする。
- ・主査級の試験は筆記・論文・面接・勤務評定とする。
- ・主幹級の試験は論文・面接・勤務評定とする。
- ・課長級の試験は廃止する。（勤務評定）

○質疑応答等

特になし

3 令和3年度志木市一般会計補正予算について（総務部）

○概要説明：総務部長

令和3年6月定例会に提出する補正予算は、次のとおりである。

- ・令和3年度一般会計補正予算（第4号）

※継続費、債務負担行為、地方債の補正含む

《内容》

	(単位：千円)		
会計区分	補正前予算額	補正額	補正後予算額
一般会計（第4号）	31,306,426	▲476,607	→ 30,829,819

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（仮称）の交付要綱が6月30日に国から発出されるスケジュールとなっており、当市においては7月1日付け専決処分を予定している。その場合、当該補正予算は第5号に変更となる。

○質疑応答等

特になし

4 令和2年度志木市下水道事業会計予算繰越計算書について（上下水道部）

○概要説明：上下水道部長

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越を行ったので、同条第3項により議会に報告するものである。

(1) 志木公共下水道更新・改築計画策定事業

繰越額 132,000,000円

国の令和2年度第3次補正予算による交付金であるが、交付及び事業の実施が令和3年度を前提としていたため。

(目 建設事務費 節 委託料)

(2) 汚水管渠整備事業

繰越額 73,800,000円

管路耐震補強工事に使用する機材の不足により、年度内の竣工が困難となったため。

(目 汚水管渠整備費 節 工事請負費)

○質疑応答等

特になし

5 令和2年度志木市水道事業利益剰余金の処分及び決算の認定について（上下水道部）

○概要説明：上下水道部長

(1) 収益的収入及び支出（税抜）

水道事業収益 1,387,495,739円
水道事業費用 1,200,731,594円
当年度純利益 186,764,145円
当年度未処分利益剰余金 242,813,007円
剰余金の処分
減債積立金 28,024,431円 建設改良積立金 28,024,431円

(2) 資本的収入及び支出 (税込)

資本的収入 19,612,500円
資本的支出 439,021,674円
不足額 419,409,174円
当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額
16,959,563円、
過年度分損益勘定留保資金
402,449,611円で補填した。

(3) 供給単価及び給水原価

供給単価 139円78銭※
給水原価 143円46銭
差 引 △3円68銭

○質疑応答等

特になし

5 令和2年度志木市下水道事業利益剰余金の処分及び決算の認定について
(上下水道部)

○概要説明：上下水道部長

(1) 収益的収入及び支出 (税抜)

下水道事業収益 1,902,925,152円
下水道事業費用 1,713,752,804円
当年度純利益 189,172,348円
当年度未処分利益剰余金 466,764,039円
剰余金の処分 減債積立金 277,591,691円

(2) 資本的収入及び支出 (税込)

資本的収入 455,362,096円
資本的支出 847,049,421円
不足額 391,687,325円
当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額
8,027,060円、
過年度分損益勘定留保資金
383,660,265円で補填した。

(3) 使用料単価及び汚水処理原価

使用料単価 113円72銭
汚水処理原価 109円17銭
差 引 4円55銭

資本的支出の建設事務費及び汚水管渠整備費の事業費の一部について、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越を行った。

○質疑応答等

特になし

【その他】

・新生児子育て応援金申請・給付状況について（子ども・健康部）

未申請4件について再度連絡し、申請を受理した。全対象者（532件）の給付を完了した。

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。